様式８　※必要に応じて修正して使用

○○○○○○○○○○○○○○○○（事業名）に関する協定書

野田村（以下「甲」という。）と○○○○○（以下「乙」という。）は、野田村村有財産利活用提案事業における協議対象案件である「○○○○○○○○○○○○○○○○（事業名）」（以下「本件」という。）について、事業化に向けた詳細協議を行うため、次のとおり協定を締結する。

（総則）
第１条　甲及び乙は、本件の事業化に向けて誠実に協議する。

（協定の期間）
第２条　協定の期間は、協定締結日から　　年　　月　　日までとする。ただし、本件の事業化に向けて、期間の延長が必要と認められる場合は、協定の期間を変更することができる。

（甲の役割）
第３条　甲は、本件の検討・協議のために必要な組織・体制を構築する。
２　甲は、本件の検討・協議のための事務局及び連絡窓口を設置する。
３　甲は、本件の事業化に向けて必要な調査・検討を行う。

（乙の役割）
第４条　乙は、本件の検討・協議のために必要な組織・体制を構築する。
２　乙は、甲との連絡窓口を設置する。
３　（共同申込の場合）代表者は、グループ内の構成員との情報共有を行う。
４　乙は、本件の事業化に向けて必要な調査・検討を行う。
５　乙は、本件の事業化に向けた協議に係る費用を負担する。

（秘密の保持）
第５条　乙は、本件の協議に際し知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
２　前項の規定は、協定の期間が終了した後も同様とする。

（権利義務の譲渡等の制限）
第６条　乙は、この協定により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（協議の方法）
第７条　協議は、原則として乙が行った提案の範囲内で行うものとする。

（その他）
第８条　本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲と乙の協議により定める。

この協定の締結を証するため、この協定書を２通作成し、当事者記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和９年　　月　　日

甲　野田村長　小野寺　勝　幸　　㊞

乙　住　所

　　氏　名　　㊞